

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長岡市長 磯田 達伸

市町村名 (市町村コード)	長岡市 (152021)
地域名 (地域内農業集落名)	大積地域 (灰下、熊上、高鳥、三島谷、折渡、千本平、善間、大積1、大積2、大積3、田代)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、ほとんどが山場であり、担い手は法人1経営体と、その他は3~5反の個人農家が主に水稻を耕作している。機械も個人所有がほとんど。離農者が出た場合には、当該農地を引き受ける農業者の望みは薄く、現在の耕作者がいなくなると耕作放棄化されることが危惧される。中山間集落協定も今回の更新で終了するところも出てきている状況。比較的平場の好条件の農地もスマートインターチェンジの整備により農地でなくなり、他地域の耕作者の入作も期待できないため、地域としてどう維持していくかが課題である。また、イノシシや熊等の被害も多く、個人で対策を行っているのが現状である。水路の確保の維持管理が現状の人手では困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間集落協定を活用しながら、担い手を中心に農地を守っていくが、条件が悪く離農者が出た場合は、保全も含めて集落で話し合い、検討していく必要がある。水稻作が中心だが、山地でできる農作物(そばなど)を試している経営体があるものの、利益にどう結び付けるかが課題。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	239.67 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50.02 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を対象農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農者が出た場合、可能な限り担い手や近隣農家への集積を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、可能な限り農地の集積・集約化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人を中心に、地域の担い手の育成を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、クマ、シカ、サルが出る。被害も多い。電気柵は効果があるため継続していく。